

広島県告示第二百四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団慈恵会 いまだ病院	広島市西区三篠町一 丁目五番一号	令和六年三月一七日	更新
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島二 一〇番地四	令和六年三月一七日	更新
木阪病院	東広島市西条町土与 丸一二三五番地	令和六年三月一七日	更新
医療法人清幸会 三原城町病院	三原市城町一丁目一 四番一四号	令和六年三月一七日	更新
医療法人三宅会 三宅会グッドライフ病院	福山市東町一丁目一 番一八号	令和六年三月一七日	更新
神石高原町立病院	神石郡神石高原町小 島一七六三番地二	令和六年三月一七日	更新
医療法人同仁会 府中中央内科病院	府中市高木町四〇二 番地	令和六年三月一七日	更新
府中市民病院	府中市鶉飼町五五五 番地三	令和六年三月一七日	更新
府中北市民病院	府中市上下町上下二 一〇一番地	令和六年三月一七日	更新